

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 等
	遺言書	探索		☐	自筆の遺言 → 自宅・法務局 公正証書遺言 → 公証役場
		検認・開封		☐	死亡者の住所地管轄の家庭裁判所 ・姫路 ☎ 079-281-2011 ・神戸 ☎ 078-521-5930
	相続放棄	相続放棄の申述		☐	死亡者の住所地管轄の家庭裁判所 ・姫路 ☎ 079-281-2011 ・神戸 ☎ 078-521-5936
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 等
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	相続登記対象の不動産の土地を管轄する法務局 ・加古川 ☎ 079-424-3555
	相続登記の相談	相続登記に関する無料相談会 司法書士の案内		☐	兵庫県司法書士総合相談センター ・神戸 ☎ 078-341-2755
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	死亡者の住所地の税務署 ・加古川 ☎ 079-421-2951
	パスポート	返納		☐	最寄りの旅券事務所 ・姫路 ☎ 079-224-3410
	在留カード、 特別永住者証	返納		☐	最寄りの出入国在留管理庁 ・姫路 ☎ 079-235-4688 ・神戸 ☎ 078-391-6378
	普通自動車・ バイク(125cc超)	廃車・名義変更		☐	姫路自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2067
	三輪以上の 軽自動車	廃車・名義変更		☐	軽自動車検査協会姫路支所 ☎ 050-3816-1848

国民年金係からのお知らせ

※公的年金などを受け取っていた方、あるいは加入していた方が死亡した場合、以下の要件に該当するときは、手続きが必要です。

●年金を受け取っていた方が死亡した場合

受け取っていた年金	必要な手続き	相談・届出先
老齢基礎年金 / 老齢厚生年金 / 老齢年金(旧法) / 障害厚生年金 / 遺族厚生年金	年金受給権者死亡届、未支給年金の請求(遺族厚生年金が支給される場合もあります)	加古川年金事務所 ☎ 079-427-4740
退職共済年金 / 障害共済年金 / 遺族共済年金	年金受給権者死亡届、未支給年金の請求(遺族共済年金が支給される場合もあります)	加古川年金事務所 (※受給が共済年金のみの場合は各共済組合)
障害基礎年金 / 遺族基礎年金 / 寡婦年金 / 老齢福祉年金	年金受給権者死亡届、未支給年金の請求	市役所 医療助成年金課 国民年金係 ☎ 079-427-9193

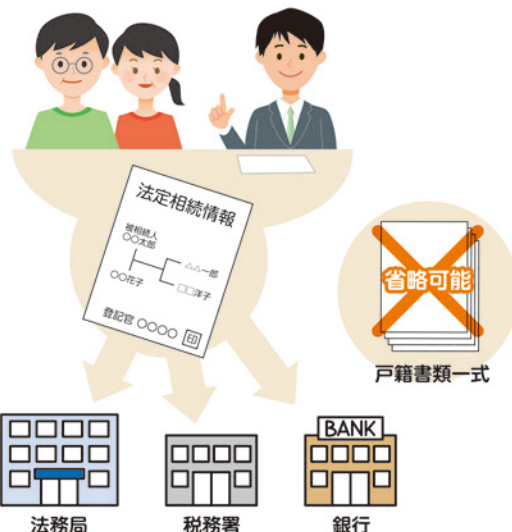
●国民年金に加入していた方が死亡した場合

受け取れる年金など	支給要件など	相談先	届出先
遺族基礎年金	死亡した人に生計を維持されていた次の人に支給されます。 ●子と生活している配偶者(夫または妻) ●子だけが残されたときは、その子 ただし、一定の納付要件を満たしていることが必要です。 ※子は18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で国民年金の障害等級表における1級・2級の障害の状態にある子に限る。		死亡時の年金加入状況により異なります。 年金事務所でご相談ください。
死亡一時金	国民年金の第1号被保険者(任意加入者を含む)として保険料を納めた期間が36月以上(一部免除は月数が変わります)ある人が、老齢基礎年金、障害基礎年金等を受けずに死亡し、遺族基礎年金を受けられない場合に、死亡した人と生計を同じくしていた遺族に支給されます。	加古川年金事務所 ☎ 079-427-4740	
寡婦年金	国民年金の第1号被保険者(任意加入者を含む)として保険料を納めた期間、免除(全額・4分の1・半額・4分の3)を受けた期間を合わせて10年以上ある夫が老齢基礎年金等を受けずに死亡した場合、10年以上の婚姻期間のある妻に60歳～65歳までの間支給されます。	寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合はどちらかを選択します。	市役所 医療助成年金課 国民年金係 ☎ 079-427-9193

※手続きに関する詳細については、事前にそれぞれの相談先にお問い合わせください。

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。
 これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。**(※)



次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、
 死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など

(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集（申請のために必要な書類を用意します）

- ☐ 被相続人の戸籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄抄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
 [運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合) 申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合) 資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。
 法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地（死亡時の本籍） ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html) をもとに株式会社ジチタイアドが作成

相続登記お済みですか？

～令和6年4月1日から相続登記が義務化～

そもそも相続登記って…？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。



相続登記をしないと…？

❗ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❗ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❗ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！

相続登記の手続きの流れ

● 法定相続分のとおり相続したケース ※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
※原則として、委任状必須

法務局HPよりダウンロードが可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。



すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害／傷害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考

相続や遺言のお悩みや不安はありませんか？

相続・遺言 おひとりさま



遺言書を書いた方がいいのかどうか分からない・・・

専門家に「遺言」について相談する機会が無い・・・

もしものことがあった時の為に備えておきたい・・・

伴侶が亡くなった時、相続がどうなるのか知りたい・・・

親から相続した土地をほったらかして・・・

今後、認知症を発症してしまったら心配で・・・



梅谷事務所は、明治42年創業の事務所です。相続、遺言、成年後見のエキスパートが在籍しているのが特徴で、一つのご相談を多面的にワンストップで解決に導きます。



加古川市野口町良野242-1-3

オフィス松風202号室

Ⓟ 駐車場完備（建物前①②③）

梅谷事務所

検索



初回相談のご予約はお電話で
様々な疑問、お悩みについて相談を承ります。

079-446-7021 10:30~18:00（日・祝日は休業）

法務
会計 梅谷事務所 司法書士／土地家屋調査士／公認会計士／税理士／行政書士



空き家・古民家の

解体・土木工事・外構工事



お家の中の片付け不要で、
ご依頼ください！



解体

小屋、木造住宅、RC造、鉄骨解体など大きさに限らず幅広い種類の解体に対応しております。



土木工事・外構工事

得意の土木工事はもちろん、建物以外の塗装工事や排水工事、造園工事などもお任せください。



西畑土建では、ご依頼主のみなさまに満足いただけるご提案ができるよう誠心誠意努めてまいります。
思い出の詰まった空き家・古民家について、ぜひご相談ください。

様々な企業と連携があるため、解体だけでなく空き家をお持ちのお客様
それぞれのお悩みに合った企業を紹介する事も可能です。些細な事でもどうぞお気軽にお問合せください。



株式会社

西畑土建

Civil engineering+Building contractor
NISHIHATA Co., Ltd.

☎0794-83-4153

兵庫県三木市久留美1581

特定建設業／兵庫県知事許可(特-4)第353322号

(本部)三木市福井2093-27

相談・見積 無料

司法書士・行政書士 ルーツ Roots 法務事務所

～この度は心よりお悔やみ申し上げます～

当事務所では「**町の法務相談窓口**」として、地域の皆様の相続手続きをお手伝いいたします。

相続財産の整理や不動産の相続登記など、相続に関する手続きは専門家にご相談ください。

地域に根差し、地域を見守る
大樹のような存在を目指して

不動産の名義変更

令和6年4月1日より**不動産の相続登記が義務化**されましたので、相続発生から3年以内に手続きができるようにお早めにご相談ください。

遺産分割協議書

相続人の確認から、相続人間の**遺産分割協議書の作成やアドバイス**が可能です。ご不安を抱える前にお気軽にお聞きください。

遺産引継ぎ業務

相続手続きを**一括してお任せいただくことが可能**です。預貯金などの解約から相続人様への分配まで、ご面倒な手続きもお任せください。

司法書士・行政書士 ルーツ Roots 法務事務所

〒675-0064 兵庫県加古川市加古川町溝之口307番地の2

相 談 無 料

まずはお気軽にお問い合わせください！

お問い合わせはこちらから

☎079-440-7300

営業時間：平日 9:00～18:00 土日祝 事前予約によりご対応可
時間外、休日相談も対応可能です。お電話やHP、LINEにて事前にお問い合わせください

HPはこちら



LINE公式アカウント始めました

Roots LINE account

お友だち登録募集中♪

◀◀◀LINEのアクセス・お友だち登録はこちらから▶▶▶

共同代表 富木 敬太 (司法書士・行政書士・家族信託専門士)
共同代表 寺西 俊介 (司法書士・行政書士)



一人ひとりに合わせた「最善な相続税申告」をお手伝い

税理士法人ソラティオ



他の税金よりも、少々特殊な【相続税】。

当事務所は、**長年の経験**と**実績×情報収集スキル**を活かし、

最新の税制改正情報などを反映させたサービスで、**相続人様の税負担の軽減**に努めています。

相続税でお悩みの際は、ぜひ当事務所へご相談ください。



最善な相続税申告のために～当事務所の特徴～

経験豊富な 専門税理士が お客様としっかり連携

相続税の申告には10ヶ月という期限があるため、スピーディに処理を進めなければなりません。

当事務所の税理士は資産税業務を中心に行う専門家のため、「**最適なサービスは何か**」を的確に見極め、迅速に対応することが可能です。

独自のノウハウに 基づいた財産評価

相続税をできるだけ低く抑えるためには、土地などの大きなものの評価額をいかに抑えられるかが重要となります。当事務所では、長年培ってきた独自のノウハウにより、**税法上認められる範囲内での最小の評価額が出せるよう努めています。**

低価格・高品質を 掲げる運営

相続税専門の税理士が業務を遂行するため、全行程を効率的に進められます。そのため、比較的抑えた報酬金額でのご案内が可能となっております。**専門家による質の高い相続税サポートを、寄り添った報酬設定にて提供いたします。**

税理士法人ソラティオ

相談無料

回数・時間制限はございません

お悩みを全てお聞かせください。

★事前のご予約で【平日夜間】【土日祝日】も対応可能です。お気軽にお問い合わせください。

●税理士 坂下雅一 ●税理士 末國和彦

加古川
事務所

〒675-0016 加古川市野口町長砂95番地の25

☎079-422-2122

営業時間 9:00～18:00(平日) / 土日祝休

加古川事務所
HPはコチラ



神戸
事務所

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1-2
大和地所三宮ビル301号

☎078-232-1555

営業時間 9:00～18:00(平日)
土日祝休

神戸事務所HPはコチラ



時間外・休日のお問い合わせ先

☎080-3858-4463

Eメールでのご相談も承ります ✉ info@sao.co.jp

加古川事務所MAP



この度は、心よりお悔やみ申し上げます

姫路あゆむ法律事務所

は、
皆様の円滑な相続手続を
お手伝いいたします

皆様の相続に関するお悩みや、どんな解決を望んでいらっしゃるのか、皆様にとってベストな解決に向けて、弁護士が親身にお話を伺います。

遺言
作成

遺産
分割

生前
対策



当事務所の寄り添った対応

遺産分割の協議や 調停をサポート

「これから遺産分割の話し合いをどう進めていけばよいか」「連絡が取れない相続人がいる」など、様々な相続をめぐるお悩みごとに、**弁護士が解決への道筋をご提案し、サポート**いたします。**示談交渉や調停・訴訟**もお任せください。

他の専門家との 充実した連携

「遺産の不動産を売るのに登記手続が必要」「相続税はどうなるのか」といったご相談をよくいただきます。当事務所は、相続手続に欠かせない**司法書士や税理士とも連携**しておりますので、**スムーズな解決が可能**です。

生前の 相続対策にも対応

相続で揉めないようにするには、生前の対策も重要です。**遺言書の作成や遺言内容の執行**についても、お任せください。



法律相談は、ご予約制となっております。
事前予約で土曜午前の相談も承っておりますので、お気軽にお問合せください。



姫路あゆむ法律事務所
HIMEJI AYUMU LAW OFFICE

兵庫県弁護士会所属 弁護士 吉谷健一

☎079-280-1587

受付時間 月～金(祝日除く) 9:30～18:00

〒670-0965

姫路市東延末3丁目37中川ビル203号

JR姫路駅より南へ徒歩7分

駐車場あり



ハウストゥチェーン本部は
東証プライム上場企業の
100%子会社です。

相続・不動産登記

ハウストゥ 高砂へ お気軽にご相談ください!!

登記

税金

不動産調査

相談・査定無料!!



親の家を相続したけど
遠いから売りたい...



相続税・費用は
どれくらい?



実家が空き家になって
しまうから管理が大変...



リフォームして
住みなおしたい!



買取・売却・リフォーム・手続き すべてサポートいたします!!



ハウストゥ
イメージキャラクター
古田敦也氏

まずは
お気軽にご相談
ください!

家・不動産いくらかな?
10秒で 不動産査定

スマホで簡単!



お電話でもOK!

県道391号沿い 大きな看板が目印!



営業時間 ▶ 10:00~18:00
定休日 ▶ 水曜日

駐車場 4台完備

HOUSEDO

ハウストゥ 高砂

全国ネットワーク714店舗
(オープン準備中含む) 2025年1月末現在

株式会社ショーコーポレーション
ハウストゥ加盟店は全て独立経営です。

TEL **079-490-7800**

HP: <https://takasago-housedo.com/>
Mail: housedotakasago@lilac.plata.or.jp
FAX: 079-490-8875

250220

仲介
売買



加古川市の皆様に大変ご好評いただいております！

今、人気の 『永代供養・樹木葬』 加古川市内で紹介中!!

お一人
10万円から
ご紹介!

連日多数のお申込みをいただいています

あなたの人生に寄り添う、永代供養・樹木葬

私たちは、お客様それぞれの終活の悩みやお墓のご相談に耳を傾け、一人ひとりに最適なご提案をさせていただきます。お墓に関することは、何でもご相談ください!

嫁いだ娘には実家の墓守は頼めない
手元にお骨があり、そろそろ納骨をしたい
お墓の跡継ぎがいない
お寺との付き合いが心配
実家のお墓が遠くてなかなかお墓参りに行けない
子ども達にお墓のことで負担をかけたくない



お寺が永代にわたり年3回の供養や管理をしてくれます。

宗旨・宗派問わずで檀家になる必要もありません。

管理料や寄付金も一切なく後々の費用の負担もかかりません。

加古川町 鶴林寺真光院



加古川町 願成寺



野口町 教信寺不動院



平岡町 横蔵寺



播磨町 少林寺

お墓の山石による お墓じまい

石碑1基の撤去処分 **88,000円**~

※お墓の場所や作業環境・石の量によって費用は変動します



施工前

施工後

自社施工の豊富な実績技術

お見積り無料

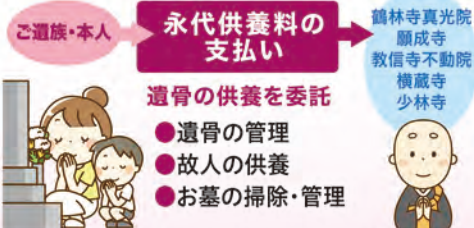
手続き代行 役所手続きなどを代行します。

施工 墓の解体処分・お墓の移動を行います。

閉眼供養 抜魂のためのお寺の手配なども行います。

新しい供養 永代供養・樹木葬のご提案ができます。

永代供養の仕組みとは?



※一般的なお墓と同様にいつでも自由にお参りしていただけます

ご来店(現地見学)予約・お問合せは



信頼と実績
安心のお付き合い

お墓の山石

☎ **0120-1482-77** 受付時間 午前10時~午後5時

本社 〒675-0066 兵庫県加古川市加古川町寺家町86-1

営業時間 9:00~18:00 定休日 毎週水曜日

HP <https://1482-77.com/> お墓の山石 🔍 検索

